

一般規約（規約）

第1条 相互協力

タイにおける児童福祉法、私立学校法、その他教育省私立教育委員会（「OPEC」）が定める規定及び規則に基づき、学校（以下に定義）は効果的かつ安全な教育体験を児童に提供し、両親（以下に定義）は自身の児童のために授業料を支払い、本条件に定めるその他の義務を遵守する。

学校より提供されるガイダンスと教育サービスに基づいて、各児童はその能力を発揮し、様々な文化に対する適応力と、高いレベルの日英及びその他言語の会話・識字能力を身につける。かかる成果を達成するため、学校と両親は相互に協力する。

第2条 定義と解釈

1. 本条件において、以下の用語は、文脈上別段の定めがない限りにおいて以下の意味を有する。

「契約」とは、両当事者間に交わされる本契約を指し、入園申請書、規約及び学校と両親によって準備されるその他書類によって構成される。

「機密情報」とは、以下を意味する。

- a. 本契約又は本契約に関連する義務を遂行する過程において、書面又は口頭によって、受領当事者に開示又は提供されたあらゆる情報及び資料の全部又は一部であり、事業計画、戦略や方針、価格及び支払方法、金融口座及びあらゆる金融取引に関する情報を含むがこれらに限定されない。
- b. 本契約の条件
- c. 開示当事者が所有する、「閲覧制限」「機密」「極秘」等と記載された、又は機密である旨を通知された、あらゆる書類又は私有物

機密情報は、以下を含まない。

- a. （受領当事者による機密保持義務違反の結果としてではなく）公にされているか、又は公に入手可能となる情報
- b. 開示当事者が開示する以前に既に受領当事者に知られていた、あるいは所有されていた情報

- c. 受領当事者が、かかる情報を開示する権利を有する、及び/又は開示当事者に対する機密保持義務を持たない第三者を通じて入手した情報
- d. 受領当事者によって、又は受領当事者の為に独立的に開発され、いかなる機密情報をも利用又は参照していない情報
- e. 法により開示が義務付けられている情報

「**児童（たち）**」とは、学校に所属する、両親の子供たちを指す。

「**開示当事者**」は本条件第 14 条に定義される。

「**不可抗力事由**」とは、当事者の合理的な支配を超えたあらゆる原因又は状況（そうした状況が制御できる範囲を超えた場合、天災、戦争、政府当局からの要請又は適用法の遵守、国家非常事態、事故、火事、雷、設備の故障、コンピュータソフト又はソフトウェアの不具合、停電、障害、妨害行為又は暴動、ストライキ、労働者締め出し、産業紛争又は伝染性疾病の流行など）を指す。

「**不可抗力期間**」とは、不可抗力事由が連続的又は断続的に 30 日間を超えて存在する期間を指す。

「**一般規則条件**」とは、本契約に定める規則及び条件を指す。

「**政府当局**」とは、あらゆる政府、政治機関又は規制団体、又はそれらの部門、代理人又はそれらに由来する機関、あらゆる法廷及び裁決機関、及び証券市場の規制機関を指す。

「**負債**」とは、あらゆる損失、損害、負債、費用、請求、料金、経費、訴訟、法的措置又は要求（合理的な法務費用及び罰金を含む）、及びあらゆる政府当局より徴収又は請求される罰金を指す。

「**両当事者**」とは学校及び両親を指し、個別に「当事者」と呼称する。

「**両親**」とは本契約に基づき学校が提供するサービスを受領する顧客を指す。

「**受領当事者**」は、本条件第 14 条に規定する。

「**サービス**」とは、児童福祉法及び OPEC が定める関連法及び規則に基づき提供される、第 5 条に概説する教育サービスを指す。

「**学校**」とは、アソシエインターナショナルスクールバンコク 35 を指す。

「**税金**」とは、あらゆる税金、消費税、源泉徴収税、賦課、課徴金及び、規制当局が定める関連法に基づき請求されるその他類似の負担金、又は両親が学校に対して支払義務を有するあらゆる料金又は支払を指す。

「営業日」とは、土曜日、日曜日、タイ王国において告示される祝祭日を除くあらゆる日を指す。

本条件に基づき支払われるべき料金（集合的に「料金」）は両親によって記入される入学申請書（以下「申請書」）に詳述され、以下のものがある。

「登録料」及び「施設充実費」は、両親の署名済みの申請書の提出時に、一度のみ支払う費用であり、いかなる事由においても返金を行わないものとする。

「授業料」は年間最大 33 万 6 千タイバーツとする。

「設備費」は年間 1 万 4 千 4 百タイバーツとする。

「昼食費」は年間最大 1 万 8 千タイバーツとする。

「アフタースクール費」は 1 クラスあたり 4 百タイバーツから 5 百タイバーツとする。

「延長保育料金」は都度申し込みにより利用できる授業終了後の教育サービスで、30 分あたり 1 百タイバーツとする。

2. 本契約において、文脈が反対の意図を示していない限りにおいて、

- a. 「個人」という表現には自然人、個人財団、法人、当局、団体又は合弁企業（法人又は非法人）、財団、パートナーシップ又は信託財団（個別の法的人格の有無、また当該団体が設立又は存在する準拠法に基づく裁判権の有無に関わらずあらゆる場合において）を指す。
- b. 法令又は法律条項を参照する際には、あらゆる法令の改正、修正、再現又は統合（修正の有無に関わらず）、又はそれらの法令の代わりとして随時有効なあらゆる法令、条例、命令、細則、規則、規定、法的資料又はその他の従属規定を含む。
- c. 単数形で表記される単語は複数形の意味をも含み（逆も同様）性別を意味する単語には他の全ての性別も含まれる。
- d. 備考、条項、付属書、補遺又は予定を参照する場合、これは本契約の備考、条項、付属書、補遺又は予定を参照することを指し、項目や段落を参照する場合、当該条項、付属書、補遺又は予定が関連する項目や段落を参照するということを指す。

- e. 単語又は句に限定された意味が与えられている場合、その単語又は句が登場する文章の他の部分や文法形式は、対応する意味を示す。
- f. 条項の見出しは、便宜性のためだけに付けられており、本契約の解釈に影響を与えない。
- g. 「書面」について言及する場合、電子メールは含まない。
- h. 「含んでいる」「含む」「特に」又はこれに類する表現は、例示的なものとして解釈され、これらの表現に前述される単語の意味を限定するものではない。
- i. 「文書」について言及する場合、当該文書に関するあらゆる修正や補足、また本契約の置換や改変が含まれる。
- j. 「当事者」は本契約の個別の当事者を指し、「両当事者」は当事者の総称として使用される。

第3条 契約の内容

1. 本契約は以下により構成され補完される。
 - a. 入園申請書
 - b. 一般規約
 - c. 学校ガイドライン
 - d. 署名された付属書、補遺及び別表（あれば）は、本契約に記載された両当事者の意図に影響を与えるため必要な修正として本契約に組み込まれ、かつその一部とみなされる。
2. 上記のいずれかの規定に不一致又は矛盾が生じた場合、優先順位は以下の通りとなる。（i）一般規約（規約）（ii）申請書（iii）学校ガイドライン及び署名された付属書、補遺及び別表（あれば）。

第4条 所在地

学校の所在地は、タイ王国バンコク郡10110ワッタナー区クロンタンヌア町スクムビット通りソイ35 23/1番地となる。

第5条 教育サービスの内容

学校は児童福祉法及びOPECが定めるその他規則に基づき、児童のために教育サービスを提供

する。

学校が提供する基本のカリキュラム及びサービスは以下の通りだが、これらに限らない。

- a. 日本の文部科学省幼稚園教育要領に基づき、カリキュラムは日本語・英語・タイ語で進められる。1ヶ月ごとに1つのテーマについて3言語で学び、テーマの中のトピック毎に違う言語で習得する。
- b. 教育は教育ガイドライン（知的発達、身体的発達、精神的発達）に基づき行われる。
- c. 食事、児童の着替え、トイレトレーニング等の日常動作を必要に応じて指導する。

第6条 記録の保管

1. 学校はタイ法に従い、各児童に提供した教育サービスの内容を記録する。
2. 両親が児童の記録の閲覧を希望する場合、両親は学校に対し正当な理由を示さなければならない。

第7条 申請手続

両親は申請書に添付する学校から提供されたあらゆる必要書類を記入準備し、提出するものとする。書類提出の完了後、児童は面接を受ける。提出期限までに学校が正しい書類を受け取らなかった場合、又は面接の結果として、学校は児童の入園を拒否することができる。

第8条 料金及び支払方法

1. 両親は本契約第1条に定め、本契約の不可欠の部分を構成する申請書に詳述する料金を支払う。詳細は以下の通り。
 - a. アセスメント料
 - b. 登録料
 - c. 施設充実費
 - d. 授業料
 - e. 設備費
 - f. 昼食費
 - g. アフタースクール費
 - h. 学校の延長保育サービス及びバス送迎の利用にかかる料金（まとめて「**追加サービス**」と称する）

2. 申請書の提出から1週間以内に、入園金支払を求める初回の請求書が両親のもとへ送付される。初回の支払は請求書の日付から1週間以内に、学校が指示する銀行口座（「口座」）へ行われる。

銀行名： バンコク銀行

口座名： アソシエインターナショナル幼稚園バンコク 3 5

口座番号： 030-8-09240-2

支店名： エムクオーティエ

3. 初回支払完了後、毎学期の請求書が当該学期が始まる前月までに発行される。支払は当該学期の始業日までに学校の口座へ行われる。
4. 両親が学校の追加サービスの内、スクールバスを利用する場合、かかるサービスの料金は当該学期が始まる前月までに計算され、請求書が発行される。支払は当該学期の始業日までに学校の口座へ行われる。また、両親が学校の延長保育サービスを利用した場合、かかるサービスの料金は利用した当日に計算され、当該日に請求書が発行される。支払は当該日に行われること。
5. 児童が学期途中に入園した場合、当該学期に限り、児童の各料金は月割りで計算される。
6. 一旦両親より学校へ支払がなされた後、両親が支払済みの学期途中で児童を退園させサービスの利用を停止する場合、かかる支払は返金されない。
7. 本契約に定めるあらゆる料金について、当該サービスがその両親本人によって利用されたか、あるいは他者によって利用されたかを問わず、両親は連帯して支払責任を持ち、いかなる反訴、控除、相殺、源泉徴収も行わず同額の料金を支払う。
8. 適時性はあらゆる料金及び税金の支払において最重要である。本契約に基づくサービスを提供するという学校の義務はあらゆる料金について適切な時期に支払を受け取るまでは発生せず、あるいは有効とはならない。
9. 両親による支払の遅延又は支払が行われない場合、学校は、その裁量によって、学校が両親に対し提供するサービスの停止、制限又は終了を行い、両親に対して事務手数料及び/又は遅延利息を請求することができる。加えて、学校は、その裁量によって、両親に対し、両親が学校との間に有するその他の契約や信用取引に関連する

請求額の全額を支払うことを要求することもできる。学校が両親に対して料金未払いについての請求を行う際、両親は請求に関連して発生する あらゆる法務費用、事務費用その他の費用の支払を行う。

10. 学校は両親に対し、未払金について、満額の支払が完了するまで年利 15 % の遅延利息を請求する権利を有する。
11. 学校はサービス料金を随時改定することができる。改定の際には、両親は学校より料金改定の通知を 14 営業日以前に受け取ることで改定に合意したとされ、新料金の変更日以後に両親がかかるサービスを享受して初めて適用される。

第9条 税金

両親はあらゆる税金について連帯して支払責任を負う。学校への支払金について、両親が法に基づく控除や源泉徴収を受けた場合、学校は、支払金を増額し、学校側の正味受取金額がかかる控除や源泉徴収の影響を受けない金額と同額になるよう調整することができる。

第10条 スクールバスサービスの提供

1. 学校が提供する追加サービスの一環として、児童の園への送迎を希望する両親に対してスクールバスサービスを提供する。かかるサービスに関する情報は申請書と合わせて両親に提供される。両親がスクールバスサービスを利用したい場合、申請書にその旨を記入する。
2. 両親は、スクールバスサービスは独立業者によって提供され、学校又はその職員により提供されるものではない旨了解する。両親が苦情を申し立てる場合、あるいはスクールバスサービス提供中の事故等について、あらゆる苦情、請求、あらゆる種類の要求は、CL Lease Limited に対して行われる。
3. 学校は独立業者によって引き起こされたいかなる損害、損失又は傷害についても責任を負わない。両親はスクールバスサービスの利用から、またそれに関して発生するあらゆる請求について、学校に対して申し立てる権利を放棄する。

第11条 契約の終了

1. 本契約のいかなる条項の定めに関わらず、学校は両親に対し 14 営業日以前に書面通知を送付することで、いつでも本契約を終了する権利を有する。

2. 本契約又は法が定める、一方の当事者が有するいかなる他の救済手段に影響を与えることなく、以下の事例が発生した場合、一方の当事者はもう一方の当事者に対し、書面通知によっていつでも即時に契約を終了することができる。
 - a. 一方の当事者が本契約に定める義務を順守せず、あるいは実行せず、さらに、不履行のない当事者が書面通知を送付してから 14 営業日以内にかかる状態が是正されなかった場合（両親による本契約に定める支払の遅延又は未払を含む）
 - b. 一方の当事者が債務不履行又は破産状態に陥り、又は清算申し立てが行われて 30 日以内に却下されなかった場合、又は支払期限の到来した負債を支払う能力がないと認めた場合、又は債権者の利益のための譲渡が行われた場合、又はその所有物あるいは資産への執行手続きに入っている、又は清算人、受益者、法的管理者、特別管理者又はそれに類する、一方の当事者の資産を管理する者が指名されている場合、又は事業運営を停止した場合、又は債権者との間に特段の取り決めが存在する場合
 - c. 不可抗力事由が不可抗力期間を超えて発生した場合
3. 学校は以下の事象が発生した場合、本契約を直ちに終了する権利を有する。
 - a. 両親がその正当化できない行動により、学校の風評及び信頼を毀損した場合
 - b. 両親が学校の風評又は信頼を毀損する目的で、意図的に虚偽の情報を流布した場合
 - c. 両親が、その開示により学校側が不利益を被る機密情報又はその他の情報を学校外の第三者に開示した場合
 - d. 両親が、学校施設内において宗教又は政治的活動を組織あるいは奨励した場合
 - e. 両親が、フェイスブック等のソーシャルネットワーキングサービス上において、他の両親や学校の職員、又は学校の名誉を毀損した場合
 - f. 両親が、故意又は不注意によって、学校が所有する建物、設備又は備品を損壊し、建物、設備又は備品としての使用を不可能にした場合
 - g. 両親が、故意又は不注意によって、学校の設備やその他の個人所有物を損壊し、学校に損失を与えた場合
 - h. 両親が、学校の職員に対して口頭又は身体的脅迫又は虐待といった不適切な

振る舞いをし、それによって学校の指示が中断された場合

- i. 両親が、殺人、暴行、脅迫行為、窃盗又は横領といった犯罪行為により起訴された場合
 - j. 両親がインターネット上に学校又は学校職員を中傷する内容の投稿をし、学校の名誉を毀損した場合
 - k. 両親が故意又は不注意によって、その言動により児童を負傷させたり、虐待した場合。
4. 本契約の満了又は終了は、両当事者がかかる契約満了日又は終了日まで保持する可能性のある権利及び/又は責任を損なわない。
 5. 本契約の満了又は終了において、各当事者は次の事項をそれぞれの職員、代理人及び下請業者に以下の事を完了させる。
 - a. もう一方の当事者に対して、本契約の締結に際して提出されたその当事者の機密情報、あらゆる情報及びデータの全コピーを返却する
 - b. もう一方の当事者に彼が所有する全ての知的財産を返却し、もう一方の当事者にそれらの作業が全て完了したことを保証する。

第12条 契約終了の効果

1. 本契約の終了に際して、(i) 学校は両親に対しサービスの提供を停止し (ii) 両親は学校に対し、契約終了日までのあらゆる費用を含む本契約に基づく全ての支払を行う。かかる支払は全て直ちに支払うよう請求される。本契約の終了は、一方の当事者がもう一方の当事者に対して成立しているあらゆる権利又は救済手段になんら影響を与えない。
2. 以下の規定は、契約終了通知時及びその後に適用される。
 - a. これらの条項及び規定は、その性質により、制限条項なく契約終了後もその効力を有する。
 - b. 両親は、契約終了の影響を受けない本契約に基づくこれらの義務について実行又は順守し続けること。
 - c. 本契約への違反又は不履行、あるいは履行拒否について、一方の当事者からもう一方の当事者に対して行われた請求で、かかる契約終了又は停止以前に行われたものについては、その終了又は停止に影響又は不利益を被ることはなく、本契約

に基づいて停止又は終了する全ての権利は、法で定める各当事者の他の権利に加えて、かつ個別に存在する。

3. 支払済みのあらゆる料金及び税金は、返金不可である。

第13条 個人情報

学校は、以下のような個人情報保護方針及び制度を確立し、学校の全ての職員に個人情報保護の重要性を周知徹底させ、取り組むことにより、個人情報の保護を推進する。

- a. 学校は児童と両親の個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正アクセス、紛失、損傷、改ざん、漏えい等を防止する。学校は個人情報の安全な保管方法に注意する。
- b. 学校は、学校が収集した個人情報について、その使用目的の範囲内のみで使用し、範囲を逸脱した目的のために使用しない。
- c. 学校は両親から提出された個人情報を管理し、以下の場合を除き、個人情報を第三者に開示しない。
 - i. 学校が両親から了解を得た場合、又は
 - ii. 法令に従い開示する必要がある場合
- d. 本契約において、両親、保護者及び訪問者は、演劇、コンサート、スポーツイベント等の特別なイベントにおいて、個人使用目的でのみ写真を撮影することができる。全ての両親は、こうした写真を公開することは違法となる可能性があることと再認識し、理解すべきである。児童は幼稚園内へのモバイル機器の持ち込みを禁止される。両親によるこうした機器の使用も、同じく禁止される。
- e. 学校は、学校に所属する全ての生徒の成功を祝すことを誇りに思っている。児童の写真は、学校ウェブサイト又は学校資料に掲載されることがある。学校は、児童の写真掲載を希望しない両親がいる場合は、事務室にその旨を申し出るよう両親に依頼する。
- f. 学校は、個別の権利及び関係構築の基礎として、各児童のプライバシーと秘密を守ることの重要性を、理解尊重する。学校は、個人情報についてのファイルを、教員、職員、児童及び彼らの家族間でのみ維持されるよう保証する。

第14条 緊急事態

1. 学校の世話を受けている児童の肉体的又は精神的な状態が突然変化した場合、又は他の必要性があると判断した場合、学校は両親が提出した緊急連絡先に事前に連絡した上で、児童をただちにかかりつけ医又は医師の元へ連れていく。
2. 授業時間中に児童が深刻な事故に巻き込まれた場合、学校は両親に児童の引き取りを要請し、又は緊急時の対応に必要な関係各所に連絡をする。

第15条 守秘義務

1. 各当事者（「**受領当事者**」）は、もう一方の当事者（「**開示当事者**」）のあらゆる機密情報の秘密を守ること合意し、機密情報又はその一部を、いかなる人物（当事者の役員、執行役員、職員、代表及び代理人、当事者を代表する専門家又はアドバイザー等、知る必要がある人間に対してのみ、かつ、こうした人々が本条の定める範囲より高いレベルの守秘義務を課されることに合意している場合、もしくは法により、又は政府関係当局の要請による場合を除く）に対しても使用又は開示してはならないが、開示当事者の書面による合意がある場合はこの限りではない。
2. 前項の一般性を害することなく、各当事者は、本契約に基づいて作成又は取得されたあらゆる個人情報、本契約に定める義務を履行する目的以外に使用されないことを保証する。各当事者は、機密情報の公開又は開示を防止するために合理的な努力を行う。
3. 開示当事者が有する可能性のある他の権利又は救済手段を害することなく、受領当事者は、開示当事者が特別の損害を証明せずとも、脅迫や本条項の内容への実際の違反に対し、他の損害又は利用する権利のある他の救済手段に加えて、差し止め命令、特定履行又はその他の衡平法上の救済手段を取る権利がある。
4. 本条項に定める両当事者の義務は本契約の満了又は終了に関わらず、契約満了日又は終了日から2年間継続する。

第16条 変更

1. 学校は、契約内容、サービス条件及び/又は両親により合意又は受諾されたその他の条件や規則（料金、価格表及び支払方法を含むがこれに限定されない）を適時変更することがある。

2. また、学校はそのサービスを適時終了、停止、変更又は改変することがある。
3. 学校は、合理的に実行可能な範囲で、かかる変更を、書面、電子メール、請求書、学校ウェブサイト又は学校が適切とみなす手段により、両親に対し妥当な事前に通ずる。両親は、学校が改定した条件を学校ウェブサイトに掲載することで、変更通知を行ったとすることに合意する。両親がかかるサービスを継続利用すると、変更を了承したとみなされる。

第17条 免責と責任の除外

学校は、サービスが継続的に又は中断なく提供されることを保証又は約束しない。サービスは「現状有姿」で提供され、両親はサービスの利用は専ら自身のリスクによるものであることに合意する。法律で認められている最大限の範囲で、学校は、特定の目的について満足できる質と適切性への暗示的保証を含む、明示的又は暗示的ないかなる種類の保証をしない。口頭又は書面に関わらず、両親が学校から、又はサービスを通じて受け取ったアドバイスや情報は、本契約上において保証されるものではない。

第18条 賠償

1. 学校は、代理、保証、契約の違反について、両親に対して責任を負う。学校から両親への補償は、学校が加入する Sompo Insurance (Thailand) Co., Ltd. の以下2種類の保険の補償範囲に限定され、それを超えないものとする。
 - a. 事故損害保険（対物）
 - b. 包括的一般賠償責任保険
2. 両親は、本契約に記載された両親の約束又は義務に関連して直接的又は間接的に発生したあらゆる損失から学校を免責する。

第19条 免責

1. いずれの当事者も、いかなる状況においても、仮に当事者がそのような損害の可能性を知らされている場合においても、利益の喪失、収益の喪失又は特別、偶発的、間接的、必然的、懲罰的又は例示的損害賠償責任を負わない。
2. 本契約に定める場合を除き、学校は、両親に対する、契約上、不法行為、過失、虚偽表現、厳格責任又は法令で負うあらゆる責任を含む、その他すべての損害を明示

的に排除する。この例外は学校の利益のため適用され、学校又はその関係者に直接又は間接的に所有されている、全部又は一部を所有され、あるいは管理されている全ての会社、又は全ての執行役、職員、業者、代理人又は学校又はその関係者（「関連当事者」）は、関連当事者が行った事又は行なわかった事、あるいは行動が遅延した事（かかる行動が意図的、無計画、あるいは過失であったとしても）に関連して、又はそれらを原因として事象が起こったか否かを問わず、また、両当事者間の期待もしくは承認があったか否かを問わず、責任を負わない。

3. 両当事者は本条項に定める制限があらゆる状況において合理的であることについて合意する。

第20条 不可抗力

1. いずれかの当事者による本契約の遂行が不可抗力事由によって阻止、妨害、又は遅延させられた場合、当該事由の継続中に必然的に阻止、妨害、又は遅延させられる範囲において、そのような事由の原因又は状況が続行している間、義務の遂行を免除され、また当該事由の継続中に必然的に阻止、妨害、又は遅延させられる範囲とそのような事由が継続する期間において、本契約は停止される。
2. 不可抗力事由が発生した当事者は、速やかにもう一方の当事者にその不可抗力事由の性質と範囲を通知し、前項の規定に関わらず、かかる事態が不可抗力期間を超えても収束しない場合、もう一方の当事者は、自身の選択肢として、不可抗力を受けている当事者に対し書面による通知で直ちに契約を解除することができ、この場合、いずれの当事者も、この契約解除以前に継続して発生している権利及び義務以外のいかなる責任を負わない。

第21条 通知

1. 特段の合意がない限り、本契約に基づいて行われる全ての合意、請求、要求その他の連絡（集合的に「通知」）は書面によって行われ、英語にて作成されるものとする。
2. 以下の場合、通知は受領されたとみなされる。
 - a. 手渡しされた場合、配達日
 - b. 電子メールの場合、送付日。但し、両親の電子メールによる通知は、学校側の責

任者が返信した場合のみ受領したとみなされる。

- c. 前払い郵便による場合、投函日より3営業日以内。このために、かかる通知を封入した封筒に正しい住所が記載され、前払い郵便として投函されたという証明が、かかる通知の受領の有効な証明となる。
- d. 配達記録郵便又は配達業者を利用した場合、受領証への署名。
- e. ファクシミリによる通知は受領されない。

第22条 その他の条項

1. 本契約及びその中で言及された文書は、本件に関する両当事者の全ての合意と理解を含み、本件に関する両当事者による他のあらゆる全ての事前の契約、手配、理解、約束、協定、代表及び連絡に、口頭、文書を問わず優先する。各当事者は、本契約及びその中で言及された文書の締結において、本契約に明示的に定められたもの以外のいかなる人物（本契約の当事者であるか否かを問わず）の、いかなる陳述、表明、保証、理解、約束又は保証（過失により、又は、その意識なく作成されたもの）に関わらず）にも依拠せず、こうした表明等に対しては何の救済手段も持たない事を認識し合意する。
2. 本契約（又は本契約に従って、あるいは本契約に関連して締結された文書）は、両当事者が署名する書面によるものに依らず、いかなる条項も修正、変更又は削除することはできない。
3. 本契約に基づくあるいは法に基づく、いかなる権利、権力、特典、請求又は救済手段の当事者の行使失敗、実施や実行の遅延も、それを免責であるとはみなさず、若しくは免責を構成せず、また、いかなる権利、権力、特典、請求又は救済手段のうちの、一つのみ又は部分的な実行は、それ以上の又はその他の権利等の実行を妨げず、また、何時でも又はその後いつでも実行することを妨げない。
4. 各当事者は、相手方当事者が本契約の全面的利益を受ける目的で合理的に必要とするような行為を行う事を約束する。
5. 裁判所、行政機関又は管轄裁判所が本契約のいずれかの条項が無効、違法又は実行不能（全体又は一部について）と判断した場合、かかる条項はその範囲内で、但しかかる無効性、違法性又は実行不能性の範囲内でのみ修正され、本契約の残りの条項については変更の影響を受けず、完全な効力を持つ。

6. 本契約は両当事者それぞれ別の謄本に署名をすることができ、いずれの謄本も原本として有効であるが、全ての謄本をまとめて一つのそして同一の文書が構成される。

第 23 条 準拠法及び裁判権

1. 本契約（及びあらゆる請求、紛争又は又は契約の元に、又は契約に関連して起こった問題や、その実行可能性に関する問題）はタイの法律に基づいて準拠し解釈されるものとする。
2. 本契約又はその違反、解約又は無効により生じたあらゆる紛争、論争又は請求は、その時点で効力のあるタイ仲裁センターの仲裁規則に照会され、最終的に解決されるものとし、かかる紛争はタイ仲裁センター（THAC）の管理下に置かれる。仲裁手続きはタイ国内で行われ、使用言語は英語とする。

第 24 条 言語

本契約及びその他関連文書は両当事者によって英語で作成され、本契約に関して紛争等が発生した場合は、英語版が他の翻訳版に優先する。

第 25 条 附則

本規定は、2025年12月5日より第五改訂版として適用する。